

平成 26 年度第 1 回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 平成 26 年 6 月 3 日（火）
午後 6 時 30 分～午後 8 時 25 分
場所 ハイピア伊賀 4 階 多目的室

出席委員：坂本元之・森藤歌代子・福中俊子・奥西利江・松原史佳・中野暢介・平井俊圭・小倉由守・植木義信・滝井昇・豊岡勇・渡辺宏泰・堀川一成・柘植満博・畑田美津子

欠席委員：藤島恒久・東山昇・東出昇治・北野誠一

事務局：健康福祉部長（増田基生）、障がい福祉課（藤岸登・中出光美・藤田成充・田中宏明）、障がい者相談支援センター（金ヶ江有生、須川大軌）、
圏域アドバイザー：寺田浩和

はじめに（健康福祉部長挨拶）

地域で安心して暮らし続けるためには医療という部分が大変重要なところであり、福祉・介護・医療が連携をしていかなければなりません、国でもこれらが猛スピードで変動しているという状況です。措置から契約という支援費制度に変わり、3障がいを対象にした障害者自立支援法、そして障害者総合支援法と数年の間にこんなに制度が変わるものなのかと思っています。市民の皆様も法律改正となりますと専門用語が多く、理解しにくいのではないかと思いますので、私達が分かりやすく説明していかなければならないと感じています。それから、昨年 11 月に実施させていただいたアンケート調査結果を見せていただいて、私が一番目にとまったのが、「現在の障害福祉サービス利用に満足していますか。」という問いに対して、大人も子どもも 7 割以上の方が満足されているという回答をいただきました。この事に大変驚きました。総合計画の担当部署で、まちづくりアンケートというのを実施していますのでこれと比較してみますと、「必要度が高い福祉サービスに対して満足度が低い」という状況が数年間続き、満足度は 20% を切っていました。そのような中で、障害福祉サービスに対する満足度が 70% を越えるという結果に対して疑問に思っています。合併の時の措置の時から振り返ってみると、伊賀市の福祉、特に障がい福祉に関しては良くなってきたかなと実感していますが、皆さんはどうお考えでしょうか。国の法律に基づく制度の確立、住民のニーズを的確に据えて行政はやってきたのか。しかし、70% あるからと喜んでいる場合ではなく、30%の方がまだまだ充実を望んでいます。これから法律や制度が変わっていく中でやはり時代とともに新たなニーズが出てくるというような事もあります。2025年問題が言われている中で、お年寄りも障がいの方も子どももこの伊賀の地で住み続けるために、どのような事を行政がしなければならないかという意識を、もう一度このアンケート調査の結果を見てしっかりと認識していかなければならないと改めて思いました。皆さん方と行政がよきパートナーシップを持ちながら一緒に伊賀地域の福祉向上の展開に向けて頑張らせていただきたいと思います。

います。

(事務局)

この会議は、伊賀市情報公開条例第35条に基づき会議の公開を行います。また、審議会等会議の公開に関する要綱第6条に基づく議事概要作成のため録音をさせていただくことをご了承ください。

各委員・事務局 自己紹介

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。
よろしく申し上げます。

(事務局)

- ・ 本日も欠席の北野誠一様、東山昇様、東出昇治様、藤島恒久様の紹介。
- ・ 配布資料の確認。

会長及び副会長の選出

(事務局)

事項書に基づきまして、まず会長と副会長の選出をお願いしたいと思いますが、どのようなお取り計らいをしましょうか。

(委員)

事務局一任で。

(事務局)

事務局一任というご意見をいただきましたので、前回に引き続き会長は北野様、副会長は平井様をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声。

(事務局)

それでは、会長は北野様、副会長は平井様をお願いします。
なお、ここからの進行は、条例第6条に基づき会長である北野様をお願いするところですが、本日も欠席ですので、第5条の規定に基づいて平井副会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事項

1 定例会議及び各専門部会からの報告

(副会長)

今日は北野会長がご欠席ということで、誠に大変ですが座長を務めさせていただきます

すのでどうぞご協力をよろしく申し上げます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1に基づき平成26年度自立支援協議会各専門部会の事業計画及び検討課題について説明。

(副会長)

資料1についてご質問等はありませんか。

(委員)

これらの事業計画の周知方法について。また、対象者は誰なのか。市民全員なのか。

(事務局)

各事業の周知方法について、対象者によって方法は変えていますが、例えば精神保健部会の市民向けの啓発講演会につきましては、市民全員が対象ですので市広報に掲載します。また、就労関係の研修会につきましては、就労部会にご参加いただいています上野商工会議所さんや上野商工会さんを通じてチラシの配布をお願いするというような方法を考えています。

(副会長)

平成27年度からはご存知のとおり計画相談によってサービスが提供されるという事になりますのでその事が十分に知られていないと困る事になります。他にいかがでしょうか。

それでは、2番目の項目について事務局説明をお願いします。

2 第2次伊賀市障がい者福祉計画の平成26年度計画について

(事務局)

「第2次伊賀市障がい者福祉計画 平成26年度事業計画シート」について、目標がIからIIIまで3つありますので目標ごとに説明させていただきます。

(説明箇所には、資料の左から6つ目のセル(事業実施課)に★をつけています。)

(副会長)

目標Iについて、ご質問等をお願いします。

(委員)

4頁 基本方針1・基本計画(3)・方向性④虐待の早期発見と支援体制の整備 について。第3次計画策定にむけてのアンケート調査で差別事象、差別発言等についての項目があり、知的や精神障がいを持つ子どもに対する嫌がらせや無視、差別的な言葉

の投げかけが4割程度あったかと思います。学校で無視されたり、嫌な思いをして不登校になりそうになりながら通っている子どもの姿を想像すると私自身胸が痛くなります。前々からそのような差別があるということは認識をしていました。障害者福祉連盟もそうですが、そのことと向き合っただけでよかった。今年度からはどこまで出来るかわからないが障害者福祉連盟としても向き合っていきたいと思っています。それから、市役所には人権問題や差別についての担当課がいくつかあるかと思っています。同和課、男女共同参画課、障がい福祉課、教育委員会等。これらの課が事象について情報共有するための連絡会を持っていただいて、そこに我々当事者も参加させていただき、その差別の問題についてどう向き合うかを検討するような取り組みを始めてもらえないかと思います。

(副会長)

日本においては、障害者の権利条約に批准した障害者差別禁止法、また、差別解消法も成立しています。委員が言われたのは、このような差別があるという事実をみんなが知っておこう。そして情報として市役所の庁内で共有する事がまずスタートではないか、という事ですね。

(部長)

25年度の差別事象は約20件程度ありました。庁内での情報共有については、「どのような対応をしたか」という事も共有しています。全庁的に各課で研修会を定期的に行っており、差別事象について情報共有して研修会に活用していくという事を行っています。この差別、人権については当然、全市的に取り組んでいかなければなりません。情報共有をどこまでするのかについては、微妙なデリケートな部分です。情報共有出来るような状況になれば皆さんと共有を図っていきたくと思っています。ただ、100%出来るものとそうでないものというように内容によって慎重に扱わなければならない部分がありますが、人権に関わることですからどの計画においても当然遵守しなければなりません。啓発は引き続き行い、さらに強化していこうと思っています。もちろん、教育の場においてもしっかりと子ども達に説明していく事が大切であると考えています。貴重なご意見として今後の計画に活かしたいと思っています。

(副会長)

学校関係の方もいらっしゃいますが、現在の取り組み等ご紹介いただけますか。

(委員)

子どもは私達の後ろ姿を見てその真似をしているような所があります。学校は、そんな子どもの様子について話し合いや指導をしながらやっていく場です。それを教育委員会で共有して解決していくというような形です。

(委員)

つばさ学園です。数年前につばさ学園の生徒に対するそういう発言がありましたので、

伊賀地区の県立学校・高等学校・特別支援学校のすべての学校でこの問題に取り組みました。そのことがきっかけで分かってきた事は、つばさ学園の存在、そして生徒の事を分かってもらえていないという事でした。毎週木曜日に各高等学校を順番に回り、悩みや自分の課題、友達の課題等について、高校生にまじってつばさ学園の生徒と一緒にいろいろな事を話し合う。このような会に出席しています。そうする事によってつばさ学園の生徒を他の高校生にも知ってもらい、発信をしているというような状況です。

(部長)

障がい者の虐待の話で私が経験した事があります。兄弟がいて弟さんに障がいがありました。その当事者から姉から虐待されていると聞き、体にも痣があったので、放っておけずにお姉さんに「虐待をしているのか」とストレートに聞きました。それまでお姉さんとは信頼関係もあったのですが、それ以降はプツリと切れてしまい、自分は虐待をしていないと泣かれてしまいました。私達は本人を信用しますし、本人が嘘をついているのかどうか分からないのでやり方がまずかったかなあと後で思いました。障がい者への虐待というのは障がい児だけでなく高齢者についても、虐待を立証するというのはなかなか難しい。まず本人の保護をするという視点でやらなければ虐待を立証出来たからといって解決する策ではないですから。虐待については、啓発を中心にやっていきますが、虐待に気づいてもその後の支援というのが大変デリケートで難しいです。

(委員)

先ほど部長から庁内では絶えず情報共有しているというお話でしたが、当事者の我々は知らない。情報が届いていないという事です。全て教えてほしいという訳ではなく庁内の情報共有の中で、これは当事者を含めて考えなければならないという問題について、我々も参画をさせていただくことで、当事者として何が出来るかという事を考えられるのではないかと思います。身内の虐待が一番多いということで、一番情けないし苦しい問題だと思えます。ぜひ当事者とともに考えていただきたいと思えます。

(部長)

庁内の部長・次長級で構成された委員会がありますので、庁外への持ち出しについて協議してみます。障がいに係る差別事象の部分について掲示させていただき、皆様のご意見をお聞きしたり、それに対する対応がどうであったか等情報共有させていただけるように、庁内で確認をさせていただきます。

(副会長)

先ほど学校の先生方がおっしゃたように、今の状態がおかしいという事を知ってもらう。どんなところで困りごとがあるのか、こんな事を手伝ってもらったら非常にありがたいなというような事を多くの人に知ってもらう事で差別が減っていくのではないかなと思えます。

(委員)

事業計画シートを見ていると、新しく事業実施課が変わったところについては、旧の事業実施課から移行するという形を取っていますが、この4頁の虐待の部分については障がい福祉課と福祉相談調整課の2つの課が事業を予定しています。どちらもチラシを配布して啓発を図るというような内容になっていますが、今回これを2つの課で平行して行う意図が何かあるのか教えていただきたい。

(事務局)

今年度から伊賀市の相談支援体制が新しいしくみになりました。課をまたぐ内容について、相談の調整をするための福祉相談調整課という新しい部署が出来、虐待についての通報窓口となっています。今年度の事業予定はどちらも啓発という形になっていますが、啓発については障がい福祉課が主に市民の方に向けて行い、福祉相談調整課において、通報を受けてそれに対応していくという形になります。まず、初期の対応として通報のあった案件が虐待かどうかという事を判断するのは福祉相談調整課で行い、その後どのような支援が必要かという事については関係各課と協議していきます。

(委員)

例えば「チラシを配布する」「周知する」という事について、配布というのは置いてあるものがなくなったという事なのか、手渡ししたということなのか。それから、周知については、「配布する＝周知出来た」という判断なのか、その後のアンケート等でその内容をしっかり理解出来ているのか確認はされているのでしょうか。

(事務局)

このチラシの配布につきましては、12月の障がい者週間の街頭啓発で市の職員が障害者福祉連盟さんと一緒に市内の大型店舗において、手渡しでチラシと障がい者就労施設の方が作った啓発物品を配布させていただいています。その枚数になります。それから、ご指摘いただきましたようにチラシを配布する事によってどれだけ理解を深めていただけたかという点について、追跡調査はしていませんが、11月末に障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査の中で、どの程度ご理解いただいているかというような質問をさせていただきました。

(副会長)

先ほどからの委員が言われた差別の問題も含めて、「差別を発見した時にどういう対応をしますか。どのように思いますか」というようなことも尋ねて頂くと、意識を観察していただく事につながるかもしれないですのでご検討いただけたらと思います。

(部長)

「経費をかけて啓発をして効果はあるのか」という事については、以前、議会でも話をした事があります。一つのものさしとして「配布を〇〇枚」と言いますが、これはどれだけ周知出来たかという事を目標値を定めるための指標として用いています。啓

発を継続していく事が一つの制度だと思っていますので、制度がないからやめるとい
う事ではないと、昔、委員の皆さんにお願いをした事があります。後は、周知の方法
をもう少し工夫したら効果的になるのではないかと考えています。街頭で配布するだ
けではなく、虐待や差別の部分を含めて例えば1・2問程度のアンケートを取る等検
討してみてもどうかと思っています。

（事務局）

虐待の通報について、昨年度まで障がい福祉課が通報窓口となっていました。現在は
福祉相談調整課が窓口となっていますが、相談業務の中でそのような可能性がある場
合は聞き取りを行っています。障がい者週間でチラシを配布したから1月に通報の件
数が多かったかどうかという事については分かりにくい部分ですが、私の承知してい
る範囲では、1件だけチラシを見たので通報したという例がありました。

（委員）

返信用のアンケートはがきをつける。連絡先の上にシールを貼るようにする等の工夫
が必要かと思えます。

（委員）

障がいの関係について、障がい福祉課から障がい者相談支援センターが分かれて、福
祉相談調整課へというように4月から窓口が変わりました。一次窓口が地域包括支援
センターという事ですが、私の感覚では、地域包括支援センターというのは、お年寄
りの相談窓口という意味合いの方が強いのかなと思っていたのですが、一次窓口とい
う事でまずこちらに相談に行くという事で、このような関係性が課が増えた事で分か
りにくくなったと感じています。

（部長）

これまでは社会福祉協議会さんのお力で相談支援センターを各支所ごとに配置させて
いただきました。しかし、数が多くなるとどこに相談に行けばよいのか分からないと
いう事になり、1ヶ所、そこへ行ったらどのような相談内容でもまずは聞いてくれる
というような分かりやすい相談窓口をいう事で今の体制になりました。また、地域包
括支援センターにつきましては、従来は高齢者が対象でしたが今はあらゆる相談の窓
口になります。旧の伊賀と青山に東部・南部サテライトを設置し、3ヶ所あります。
実際は、どこに相談に行っていたいただいてもいいのですが、行政としては地域包括支援
センターを窓口とさせていただきます。ご相談いただき、支援する側の調整をする
のが福祉相談調整課になり、ここには専門のノウハウを持った者がおります。

目標Ⅱについて事務局説明。

（説明箇所には、資料の左から6つ目のセル（事業実施課）に★をつけています。）

(副会長)

目標Ⅱについて、ご質問等お願いします。

(委員)

18頁 基本方針3・基本計画(1)・方向性③特別支援学校や専門機関等との連携強化のところ、学校教育課が生活学習支援員の事について書いていただいている所について意見を言わせていただきます。現在、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒が増えているという現状があります。私が所属している小学校におきましても同様です。また、通常の学級に在籍する子どもの中にも、注意欠如多動性障害(ADHD)や高機能自閉症等学習生活においてきめ細かな支援が必要な子ども達があります。このような状況を踏まえて国は「特別支援教育支援員」、伊賀市では「生活学習支援員」を配置し、生活習慣確立のための日常生活の介助、発達障がいのある児童・生徒に対する学習支援、教室等移動の際の介助等を行っています。本年度特別支援学級を配置している学校は市内35小中学校のうち34校あります。特別支援学級数は小学校が49、中学校が22の合計71学級。特別支援学級に在籍の生徒数は小学校が193人、中学校が91人という現状です。ところが、生活学習支援員の配置数は25年度実績が38人、26年度は39人という数値で学校現場にとってはぜひ増員してほしいと強く要望しています。国は、地方交付税の措置という事で、この交付税自体は特別支援学級のある学校単位としてなされているものですので、現状に応じた形にという事についても課題があるわけです。また、伊賀市の特別支援学級配置数1校あたりの生活学習支援員の人数を計算すると1.14人(39人÷34校)で、三重県下で一番少ない。2番目に少ないのが名張市(1.42)人です。しかし名張市の数値に達するためには後9人増員しなければなりません。学校教育課が中心になって伊賀市においてなぜ必要なのか。伊賀市全体で支援の輪を広げていただきたいと思います。

(副会長)

今、生活学習支援員の实態についてご説明いただきました。

(部長)

この計画では、26年度の目標値が39人です。実際、現実は何人必要なのでしょう。その基準もあると思いますが、学校教育課さんは39人と出している訳で、これでいい。目標を達成出来ているという解釈も出来ると思います。

(委員)

私は目標値が低すぎると考えています。支援が必要な子ども達が増えているにもかかわらず今のままでいいという認識はおかしいのではないかと考えています。

(部長)

学校教育課さんが認識していないという事ですか。

(委員)

そのように感じます。

(部長)

そのあたりについては、学校さんの方からも学校教育課さんへお話していただきたいと思っています。

(委員)

1歳半から健診が始まって生涯を通してひとりの子どもをずっと見ていくという体制が整ってきており、家庭も昔のように貧しくなく非常に豊かであるにもかかわらず、特別支援を必要とする子どもがどんどん増えているという状況をどうとらえるのか。

(委員)

そのあたりをきちんと整理しないといけないと思います。もちろん支援員を増やす事が必要だと思います。医学的な問題や現代の社会状況も関係していると思いますが教育現場ではそれをどのように考えておられるのか教えてほしいと思います。

(委員)

昔から特別支援教育が必要な子どもはいたわけですが、別に構わないというような形で済んできたという面があるかと思います。ところが、医療や福祉で検査等をするなかで、子ども達がどれだけ困っているかという事が分かってきて、そのような子ども達に対してそれぞれ必要な支援をしていこうというような法整備がなされ、教育をしていこうという流れになってきています。

(部長)

福祉的な観点から申し上げますと、きちんと分析をした訳ではありませんのであくまで想定ですが、この子は少し違うなというような子はいました。私の小さい頃を思い出しても、当時は気づかなかった。また、いじめの対象になっていたがいじめとは言わなかったというような事もあります。社会環境等いろいろな理由はあるかと思いますが、そういう気づきによってしくみが出来てきた。また健診業務がしっかりされてきたと思っています。

(委員)

障がいを持っている、あるいは特別支援を必要とする子どもというのは、その子なりの個性だと思っています。ひとりひとりが独自の個性を持っている。今まではその個性を周りが認めていたと思います。今は、個性を認めにくい、認めないというような状況ができて来たという風に思います。だから、特別支援学校や支援教育は必要だと思いますが、それ以上のエネルギーをその子ども達を認める。個性として認めるというように周りの状況を変える事に力を注ぐ事が大事だと思います。

(委員)

私のそのとおりだと思います。障がいの定義ので、環境との調整の部分で生じてくるいろいろな支援を障がいと規定するなら、やはり周りがいろいろな環境を調整するという点に視点をおいての取り組みが必要だと思います。1～2年ではきっと改善しないと思いますが、10年、20年、30年と考えながら教育現場や地域の環境にいろいろな改善をしていく事が私達の大変重要な役割だなあと考えています。

(副会長)

その考え方が、合理的配慮という言葉で使われています。

(委員)

私自身が児童関係の仕事をしていますので質問させていただきます。

10頁 基本方針1・基本計画(1)・方向性①発達支援システムの構築のところで、母子保健で健診をします、学校教育で個別支援計画を立てますという様にその分野においてすることはすると書いてありますが、実際途切れのない支援を考えた時に、その支援をつなげていく人、手段、部署というのが一体どこにあたるのか。またこの事を療育部会で検討していくのか。しかし、療育部会の事業計画には研修をすると書かれていますので、実際この事象に対してはどのようなことをしていくのか教えていただきたいです。

(部長)

こども発達支援センターには、保健師、保育士、教員のOBがいます。保護者の方から、何回も自分の子どもの事を一から話さなければならぬが、1回話したらその子の情報を引き継いでほしいという思いを聞かせていただきました。この引き継ぐと言うのは、こども発達支援センターが中心となって小さい時から、保育所、小学校、中学校というように引き継いでいくというような一応のしくみは出来ています。ただ、問題は支援です。引き継いで、発見して、気づいても後の支援がまだ十分ではありません。伊賀市で発達障がいの方を出来るだけ完結できるような支援。この計画にも掲げていますが療育という部分について十分ではないので、療育センター的な機能について今年度検討しています。何が必要かと訊かせていただくと、親御さんが急用の時に預かってもらうところがない、宿泊出来るところがないと言われます。名張市は育成園という大きな施設がありますのでやはり、入所施設を抱えているとこれらの事は可能ですが、伊賀市は通所施設はありますが入所施設がありませんので地域支援がやりにくいというところはあります。医療の分まではなかなか出来ませんが、地域が長年期待されている福祉サービスについては療育センターを立ち上げて支援させていただこうと思っています。

(委員)

今年の4月から大山田で事業展開をさせていただいております。まだ児童発達支援事業に関しては、子どもさんへの周知等まだまだですが、放課後等デイサービス等の関

係と一緒に連携を取れたらいいなあと思っています。

(部長)

伊賀市の方は何人位いますか。

(委員)

元々、児童発達支援事業の療育の部分のハードルは親御さんにとって高く、「障がいの認定を受けていますか」「児童相談所に行かれていますか」というような事をお聞きせざるを得なかったり、大人の計画は「サービス利用計画」といいますが、児童は「障がい児支援計画」という名称になっていますので、その時点で親御さん達は来ません。発達が気になるというような表現なら敷居は低いとは思いますが、そういう部分で児童発達支援事業の敷居をまたいでくる方は少ないです。匿名のお電話はいただくので、先ほどのような事を聞くと、「いいです」と電話を切られてしまいます。お子さんの年齢が、1歳半、2歳、3歳位だと障がいについて認めにくいので。しかし療育を受けたいという方から匿名で4・5件程電話をいただいています。このあたりも検討していただけたらと思います。放課後等デイサービスに関しては、特別支援学校や特別支援学級のお子さん達も数名登録されています。療育の部分はデリケートな部分があります。大山田のいが児童発達支援センターの定員は10人です。名張市の児童発達支援センターどれみには伊賀市の未就学のお子さんが17人程通われています。

(副会長)

寄り添い型支援、伴走型支援と呼ばれたりします。そういう人がずっと生涯に渡って困る事や悩む事があった時、すぐに相談にのったり支援をする、結び付けていくという機能を整えていく事が非常に大事だと思います。お医者さんでもホームドクターという形でずっと診続けるという形があります。

(委員)

13頁 基本方針1・基本計画(3)・方向性①高齢になった障がいのある人への支援という部分について、26年度事業予定には、「高齢になった障がいのある人への支援について検討します。」と書かれていますが、その各専門部会というのがどこの部会を想定されているのでしょうか。それから、就労部会は名張市と統合するという流れの中で、就労に関する部分の検討等は活発にされていると思いますが、生活介護的な対象の障がいの重い方、高齢になった障がいのある方、介護的なところで介護保険ではないという方のいろいろな生活の支援や活動の場所を検討するような専門部会をぜひ別途立ち上げていただきたいという希望があります。もう1点は、22頁 基本方針4・基本計画(3)・方向性②就労事業への支援の26年度事業予定に「就労継続支援事業所の作業確保について検討します。」と書かれていますが、各自治体においては優先調達方針の策定というのが義務付けられていると思いますが、伊賀市さんは策定は済んでいましたか。

(事務局)

策定済みです。

(委員)

方針を策定していただいて具体的にどのように実行していくのかという点について教えていただけますか。

(事務局)

高齢の方について考える専門部会については、全体的な事を考えるとなりますと、計画相談について考えていただいている部会ですので相談部会になるかと思えます。ただ、相談部会については、計画相談を推進する事に重点をおいていますので今は高齢者に特化した事についての検討には至っていません。次に、生活部会の立ち上げにつきましては、今、部会が既に5つありますので今後検討していきたいと考えています。3つ目の優先調達につきましては、法律で各市町村において目標数値を設定し、公表すると義務付けられておりますのでホームページで公開しています。各課へは、物品の購入や役務について障がい者就労施設等から優先的に調達するよという事で計画や購入実績を基に目標値を設定しております。

(委員)

先ほどの、13頁 基本方針1・基本計画(3)・方向性①高齢になった障がいのある人への支援のところの26年度目標値が10となっておりますが、これは、10回検討会をするという意味でしょうか。

(事務局)

これは高齢者に特化した開催数ではありませんが、この点も含めての定例会議や専門部会の開催数になっています。

(部長)

高齢になった障がいのある方への支援について、25年度の事業実施内容に「協議を行いました。」とあり、事業の効果・課題の欄に「支援を検討する必要があります。」、さらに26年度は「支援について検討します。」という事で、要は難しいという事です。25年度に8回かけて検討したが、「支援を検討する必要がある」という結論しか出ていない。委員が言われているように、障がいの方も介護保険の年齢になったら制度が違う介護保険制度に移行になる。しかし、障がいの方はお年をとっても障がい者施策で支援すべきだという事は、私自身もそう思いますが、制度や総合支援法の中でも明確にされていません。自治体の裁量というものがありますのでやはり市が判断すべきだと考えています。法律を変えてもらわないと自治体はやりにくい。しかし、市が覚悟して決断してやっていけばいいと考えています。

(副会長)

ぜひ、計画に書き込んでいただきたいと思います。

(事務局)

24年度から特定計画相談が始まっていますので本人の想いや意向の判断材料にしていたらと思います。

目標Ⅲについて事務局説明。

(説明箇所には、資料の左から6つ目のセル(事業実施課)に★をつけています。)

(副会長)

目標Ⅲについて、ご質問等お願いします。

(委員)

27頁 基本方針2・基本計画(1)・方向性①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進のところで、この普及・啓発は、現にある施設についてなのか。先日、障害者福祉連盟がいがまちスポーツセンターでグラウンドゴルフ大会を開催しました。その際、運動場の周りの通路に側溝があってその隙間に車いすの前のゴマが入って、吊ってもらわないと自力では出られないし、早急に取り替えてほしいなあと思いました。

(副会長)

車いすのキャスターがグレーチングの溝にはまってしまったという事ですが、これは車いすの方だけではなく、ベビーカーを押したお母さん等にとっても危険です。隙間の細かい蓋が開発されていますので、グレーチングの変更をしていただけたらと思います。

(委員)

公共施設だけではなく、市道や県道も。

(部長)

バリアフリー化されていない施設について、それをどこまで提供するのか。新しい施設については当然です。既存の施設について、多額の経費が必要だからやらない、小額だからするという事ではなくて、担当部署がなかなか気づかない。もちろん、今日のご意見については担当部署に伝えます。公共施設については、公共白書というものがありますし、今、全庁的に公共施設の見直しを行っています。廃止するか、継続するかという事も大きな分類ですが、その中でもやはりユニバーサルデザイン化されているか。存続するならどの程度までするのかという部分も含めて、しっかり整備していかなければならないという事を健康福祉部から積極的に発信していきたいと思います。それから、私が障がいの担当をしていた時には、障がい者が車いすで街に出るためにバリアフリー化してほしいと言われましたが、それよりも、「周りの目が気になる。

見られていると感じる。それをまずなくしてほしい。」そして、「それがなくなればどんな段差があっても街に出て行く。」と言われました。バリアフリー化とみんなの意識や障がい者に対する偏見をなくすための啓発。どちらも大事だと思っています。

(委員)

31頁 基本方針2・基本計画(3)・方向性③障がい配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進・事業実施課：総合危機管理課のところの26年度事業予定で、「モデル地区による避難所運営マニュアルを作成します。」とありますが、どの地区かというのは決まっているのでしょうか。

(事務局)

どの地区かは把握していませんが1ヶ所計画しています。

3 第4期障害福祉計画の基本方針について

(事務局)

資料2 に基づき第4期障害福祉計画の基本方針について説明。

第4期の計画(27~29年度)をこの基本方針に基づき今年度策定しますが、目標数値等については、定例会議で協議のうえ、自立支援協議会へ出させていただくという形になります。

(副会長)

今回から計画の作成プロセスに関する事項として、PDCAサイクルを導入するという事で、きちんとチェックをして目標が達成出来たかどうかを評価しさらに改善をしていくという事です。これは国の方針ですのでご意見をいただいても変える事は出来ませんが、ご質問等ありますか。

(委員)

「福祉施設から地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」を増やしていけというのは分かるのですが、「精神科病院から地域生活への移行促進」について、なぜこのような方針が出てくるのかが理解し難いのですが。

(圏域アドバイザー)

私は、この退院促進事業を担当しています。今、精神科の病院には33万人ぐらいの方が入院しており、この内10万人程度の方が10年以上の長期入院をしています。この長期入院の方は病状的には落ち着いていますが、ご家族の方がご高齢で自宅での受入れが困難という事で社会的入院をしているという状況です。ご本人は地域で生活したいと望まれています。長期の入院生活で生活のズレが出てきていますので、本人の生活の質を高めるための支援をさせていただいて、再び地域生活を取り戻していただく必要がありますのでご理解いただきたいと思います。

(副会長)

確かに国にお金がなくなってきた事や社会保険、社会保障費用が増えてきたという事も背景にはあるのですが、それ以上にご本人のQOL（生活の質）を高めるための施策だと思います。

4 その他

(副会長)

その他全体を通して何か、ご意見やご質問はありませんか。

(委員)

特定相談の現状について、事業者さんを増やすというのも1つの方法かと思いますが、障がい者相談支援センターさんで長く積み重ねていただいた資料について、本人の同意のもとで、活用させていただきながら運用していくという事についても考えていただけたらと思っています。

(副会長)

特定相談というのは、ケアマネージャーがケアプランを作る介護保険制度のように、ケアプランがなければ27年度以降、サービスが使えなくなります。

(事務局)

今年の3月末の伊賀市の計画相談の進捗率が28.9%です。相談部会でご参画いただいている事業所様にご協力いただいて、誕生日月に更新をする方については、全てどちらかの事業所さんにプランを作らせていただいています。更新が今年度中にない方につきましては別途考える必要があります。また、市外の施設を利用されている方につきましては、更新の際に計画相談の必要性という部分についても圏域で作成していただいた資料や市からの文書により、漏れのないように勧奨していきたいと思っています。

(障がい者相談支援センター)

障がい者相談支援センターで取らせていただいたアセスメント(※1)につきましては、利用者の方に必要な情報については共有しても構わないという主旨の同意書をいただいていますので決裁後、提供させていただきますのでご活用いただけたらと思います。

※1 アセスメント ケアマネジメントの希望の有無を確認した後、生活ニーズを把握するとともにニーズを充足する方法や社会資源の検討を行うこと。(障害者ケアガイドライン 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)

(委員)

市の方としては、これを活用してセルフプランのような形で進捗率を上げるというよ

うな考えはあるのでしょうか。

(事務局)

自分達の事は自分で考えたいというような当事者の方のご意見から計画相談というものが出来てきました。以前、この審議会でセルフプランを立てるための支援も1つの方法だという意見をいただきましたし、ご希望があれば障がい者相談支援センターで支援させていただきます。しかし、既に持っている情報を使って積極的にセルフプランにシフトしていくという方向については考えていません。県も、安易にセルフプランをするという方向ではなくて、基本的にはセルフプランは自分で出来る人が立てる。ただ、どうしても自分で出来ない方についてはやはり専門の支援員さんが計画を立てるという方向ですので、基本的には全ての方について、事業所さんで対応していただくというように考えています。

(副会長)

今後、目標に沿ったマネジメントにしていかないといけないので、モニタリングの切り替え時に大きな課題が出てくるかと思えます。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。今日いただきました貴重なご意見は、障がい者福祉計画等の推進に反映させていただきたいと思えますのでご協力をよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。